

連続
講座

「親権と家庭裁判所」

共同親権運動ネットワーク

2011年、民法766条が改正され、「面会交流」が明文化されました。それと同時に家裁の手續についての法律が家事審判法から家事事件手続法に変わりました。家裁で面会交流の斡旋が以前より積極的になったと言われる一方で、利用者の不信を招かない公正な手續保障がこれからどうなされているのかが問われています。家裁とは何で、どのような役割を果たしてきたのか、他の離婚家庭支援とどう役割分担をしていくべきなのか、離婚という親の選択を子どもの不利益にしないためにどうすればよいのか、そして親子が親子であるために家裁ができることは。家裁をどう役立て、これからどうしていったらいいのかを講師のみなさんとともに考えたいと思います。



✓第1回 家庭裁判所の歴史

6月8日(土) 13:00~15:15

場所 銀座セミナールーム (中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8F、裏面に行き方)

講師 津田玄児さん(弁護士、日弁連子どもの権利委員会、子どもの権利委員会日本支部)

家裁とは何で、何を指して来たのか、離婚や親権、面会交流、離婚と子どもの問題はどんな法律でどういうふうにか裁で扱われてきたのか、家裁の成り立ちと特有の役割を考えます。

✓第2回 家事事件手続法で何が変わる？

6月29日(土) 13:30~15:45【*時間が変更しています】

場所 国立公民館・集会室 (国立駅南口下車、富士見通りを徒歩5分左手)

講師 杉井静子さん(弁護士、日弁連家事法制委員会委員長、

著書に『たかが姓、されど姓一家族の変化と民法改正の焦点』)

新しく家裁の手續を定めた家事事件手続法。なぜ今法改正をしたのか、実際の運用でどのような変化があるのか、利用者のための新しい仕組みや当事者の手續保障はどうなるのか。

✓第3回 子どもの手續代理人？

7月12日(金) 19:00~21:15【曜日注意】

場所 国立公民館・予定 (国立駅南口下車、富士見通りを徒歩5分左手)

講師 木村真実さん(弁護士、憲法や子どもの虐待を考える市民グループに参加してきた)

家事事件手続法で実現した子ども代理人制度、家裁の想定する子ども代理人と弁護士会のイメージは、DVや虐待を疑われることと面会交流の関係、そして面会交流における子どもの意思と「子どもの福祉」とは。

✓第4回 アメリカの共同養育支援

7月28日(日) 13:00~15:15

場所 銀座セミナールーム (中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8F、裏面に行き方)

講師 小田切紀子さん(臨床心理士、東京国際大学人間社会学部、著書に『離婚を乗り越える』)

アメリカでの養育プランや親教育、共同養育に調停者や弁護士がどのような役割を果たし、裁判所や行政がどのように関わっているのか。日本にこれらを導入する場合、どのような配慮が必要なのか。

各回、資料代800円(申し込み不要、直接会場にお越し下さい)

*講師の皆様への個別の相談は別の機会にお願いいたします。

●問い合わせ TEL 03-6226-5419 メール info@kyodosinken.com

イラスト、『子どもに会いたい親のためのハンドブック』より

東銀座313ビルセミナールームの行き方（地下鉄利用の場合）

中央区銀座 3-13-19 東銀座313ビル8F

